The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	東アジアの土地調査事業研究へのもう一つの視角
Author(s)	小林, 茂
Citation	近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター. 2016, 7, p. 1-8
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60287
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

研究ノート

東アジアの土地調査事業研究へのもう一つの視角

小林 茂

はじめに

近代地籍システムの形成にむけて行われた土地調査事業を考える場合、その多面性への配慮が一つの課題である。近代地籍システムでは、土地の所有が確定され、その変動が常時把握されるだけでなく、これにもとづいて土地税の徴収が行われる。また土地は大きな資産としてしばしば抵当などとしての役割も果たすので、その金融における役割も保証される必要がある。さらに上記のプロセスを円滑にすすめるには、土地の所在や境界を確定し、面積を把握することも不可欠であり、土地台帳とセットになる地籍図の作製も必要である。近代的地籍システムの確立過程を検討するには、したがって、それ以前に形成されてきた伝統的地籍システムの特色や変容とともに、近代的地籍システムの上記のような多彩な構成要素がどのように策定され、制度として定着していったか、複眼的な追跡が要請されることになる。

東アジアの土地調査事業に関するこれまでの研究が、多様な分野の専門家によって進められてきたのは、こうした近代的地籍システムの多面性を反映したものと考えることができる。日本史や東洋史だけでなく、農業経済学や法制史、経済史、さらには地理学や地図学の専門家がそれぞれに関心を寄せ、検討してきた。

ところで筆者は、これまで地理学・地図学の立場から、とくに日本の植民地における土地調査にともなう測量や地籍図作製に関心をよせ検討を進めてきた（小林・渡辺 2007; 小林・鳴海 2007; 小林 2011: 159-173 など）。この過程で、植民地の土地調査は、日本本土における近代地籍システム形成にむけた測量や地籍図作製の経験やそれで得た教訓を反映させる形で作業が行われていたことを知った。とくに植民地で行われた三角測量にもとづく図根点の設置、さらにそれにもとづく平板測量による地籍図作製は、近代的測量技術の準備なしで開始された日本本土の苦い経験をふまえたものであることがあきらかであった。

この観点からつぎに関心をむけたのは、地籍図作製を離れても、日本本土とその植民地の土地調査事業に類似の関係がみられるかどうかという点であった。あらためて東アジアの土地調査事業研究を眺めてみて感じられたのは、こうした見方は必ずしも充分に意識されておらず、むしろそれぞれの地域の土地調査事業の経過を追跡する視角が強いことであった。もちろん先行する類似の事業として、台湾の土地調査事業の研究では日本本土の地租改正や沖縄の土地整理事業、朝鮮の土地調査事業の研究では、さらに台湾の土地調査もくわえて参照されてはいるが（江 1974:110-112, 125, 134-135; 宮嶋 1991: 372, 422-423, 534）、先行事業の経験やそれからの教訓の積極的な展開として、各種の施策の系譜関係や施策立案者の移動を追跡するような姿勢はあまりみられない。また宮嶋(1994)のように東アジアの類似事業を俯瞰的に検討する論考もあるが、これらを近代的変革の一つとしてとら

え、その経済発展や小農を主体とする社会との関係に注目されていて、各土地調査事業の相互関係に立ち入ったような議論はみられない。

あわせて指摘しておくべきは、東アジアの各土地調査事業をより広い視野の中で位置づけていくような研究も、宮嶋(1990)を除いてほとんど見当たらないという点である。日本本土およびその植民地における土地調査事業が「ヨーロッパの経験」を学びつつ行われたことが指摘されるが（宮嶋 1994: 185)、具体的にヨーロッパのどの国のどのような施策が参考にされたのかという検討は少ない。宮嶋(1990)の紹介する例も、朝鮮におけるアメリカ人および英国人の土地所有の取扱いに関連して調査されたインドとエジプトの例であった。

こうした状況をみると、台湾、朝鮮、関東州（江夏 1987)、さらには満洲国（江夏 1996; 広川 2004）といった日本の影響下で行われた土地調査事業を一連のものと位置づけ、その相互関係を多角的にとらえつつ、さらにそれらのモデルとなった西欧およびその植民地における類似事業との関係を検討する作業が要請されているように思われる。以下ではそれにむけて、まず東アジアで最初の近代的地籍システム確立の試みとなった地租改正おびそれ以後の施策に関する従来の視角を検討しつつ、その過程で西欧モデルの導入があったことを確認する。つづいてこうした西欧モデルの導入を軸に植民地での土地調査事業に大きな影響を与えたと考えられる目賀田種太郎の役割について検討を加え、そうした作業が東アジアの土地調査事業研究に新しい視点をもたらす可能性について言及したい。

１．地租改正と地押調査ならびに土地台帳の整備

壬申地券発行（1872 年）以降展開した日本における近代地籍システム形成過程は、地租改正（1873-1881 年）を軸に検討されてきた。この過程のなかで、近代的土地所有や租税の金納化を実現した地租改正が重要な位置を占めることはあらためて指摘するまでもない。ただし地籍システムの確立という視点からすると、それは未完の改革であった。

住民に土地の丈量をはじめとする実務をまかせ、それを地方官吏が監督するという形で進行した地租改正は、なお十字法[1]のような面積計測技法に依存していたという点でも近世の検地の性格を強く残していた。そうした地租改正の成果をふまえて、今日につながる地籍システムが形成されるまでには、まず地押調査（1885-1888 年）が不可欠であった。地租改正に際して登録されなかった土地をもれなく把握し、地租改正終了以後に発生したものの、登録されていなかった土地利用や所有関係の変更（開墾や地目変更、分筆など）を捕捉し、さらに地租改正に際しての丈量に大きな問題があった地域で再丈量を行ったのが地押調査である[2]。

こうした調査を全国的に実施せねばならなかったことは、地租改正がもたらした地籍シ

[1] 多様な形の土地の面積を、それにほぼ等しくするように設定した仮想的な長方形を設定し、その 2 辺の長さの積で求めようとする技法で、2 辺の長さは土地の中央で直交するように張った 2 本の糸の長さを計測して求める。これによる面積は三斜法（土地を複数の三角形に分割し、それぞれの三角形の面積を合計する方法）に比較すると精度が著しく低いとされている。

[2] 「地押」とは近世の検地用語で、田畑の等級や石盛を変化させずに、一筆一筆の土地の面積を測量により修正することを意味した。

ステムにいかに多くの問題があったかをよく示している。これを近代的なものに変化させるには、地押調査にくわえて、土地台帳の整備、さらに地券の廃止というプロセスが必要であった（Koseki 2015）。地押調査の成果をふまえて作成された土地台帳は、地券に代わって土地所有を確認し、その変動を登録するだけでなく、抵当権設定など各種登記事項を記載する帳簿という役割を持つことになったわけである。したがって、日本における近代地籍システムの確立を検討するには地租改正だけでなく、その後の調査や帳簿体系の整備も考慮しなければならない。

ただし、これまでの研究は地租改正に関心を集中し、近代地籍システムの形成にむけた地押調査以降の変化に大きな注意が払われてこなかった。地租改正の基本的研究書とされる『地租改正の研究』（福島 1962、本文全 646 頁）では、「地押調査、土地台帳の整備と地券制度の廃止」というタイトルをもつ節はわずか 9 頁をしめるにすぎないのはそれを象徴している。また関連資料も地租改正に焦点をあわせており、『地租改正報告書』（大蔵省 1882）や『明治初年地租改正基礎資料、上・中・下』（地租改正資料刊行会編 1953, 1956, 1957）ならびに『同、補巻』（福島・丹羽 1972）などが刊行されているが、地押調査以降の施策については近年になって『地租条例から宅地地価修正まで』（税務大学校租税史料館編 2007）が刊行されているにすぎない。同書の「解題」（筆者不詳 2007）でも地租改正に比較して、それ以後については研究だけでなく資料の刊行も少ないことを明記している。

これに関連して言及しておきたいのは、「最初から計画的・体系的に実施するというよりは、むしろその時々の必要に迫られて各種の作業が順次実施された」（宮嶋 1994: 178）と表現される地租改正では[3]、西欧の例を直接のモデルとすることはなかったと考えられる点である。近世的な特色をつよく残す組織体制により、近世的な技術をもって開始された地租改正において、関係当局は近代的土地所有の特色については認識していたとしても、近代地籍システムが必ず備えるべきに要素について明確な認識がなかったとみるほかはない[4]。

こうした状態のなかで、1884 年にベルギーの「カダストル」書式を導入して土地台帳の記載様式を決定したと、当時大蔵省にポストを得たばかりの目賀田種太郎が手記を残していることは（松本編 1938: 168）[5]、この段階で大きな方針転換が行われたことを示唆する。1884 年秋に大蔵省では「地租に關する帳簿調製の議起る、經費百萬餘圓なりと言ふも、民費は二百萬圓にも及ぶべし。此時『カダストル』なるや、將た地租帳なるや、方針更に定まらず、・・・」という状態のなかでこの提案が行われたことは注目される。ハーバード大学法学部を卒業し、欧米諸国の法律や制度に関する知識を持っていた目賀田が、国費だけでなく民間にも巨額の費用負担となる帳簿の整備に関連して、新たな記載様式を開発するよりも、有効性が確認されている欧米の帳簿様式を参考にするのは当然といえよう。

---

[3] 宮嶋はこの引用部分で同様のプロセスが台湾の土地調査事業でもみられたように記述しているが、それは地租改正の場合とは全くちがっていたと考えるべきである。

[4] 筑後柳川における永小作の取り扱いに関連して発生した「鍬先騒動」をめぐる地租改正事務局の態度は、そうした特殊な慣行でも、近代地籍システムのなかで処理できることについて充分な認識がなかったことを示している（小林 1999）。

[5] ベルギーの「カダストル」書式は、関税局長の中野健明を通じて入手したという。また「土地台帳」という用語は目賀田の考案によるようである。

関連して、これ以後大蔵省では税務に関する欧米書の参照がさかんとなる点にも留意しておく必要がある。さらに検討を要するとはいえ、1887 年 2～3 月に大蔵省が多数の外国税法に関する書物の翻訳を刊行し、その『税務雑篇』第 2 巻には、ロシア、ドイツ、フランス、ベルギー、プロイセンの地価評定や地租台帳、さらに地図、地籍帳保存などに関する書物が含まれていた（吉牟田 2013）。原書の探索からその翻訳、刊行までに必要な期間を考慮すれば、この翻訳は上記土地台帳の記載様式の導入の頃から考慮されていたものであろう。翌 1888 年に準備された「地籍条例原案」では、条文の説明のなかで、フランス、ドイツ、プロイセン、ベルギーの例を挙げているのも注目される（税務大学校租税史料館編 2007: 178-179）[6]。この条例案は実現されなかったとはいえ、地籍システムの整備のために、ヨーロッパの事例が本格的に参照されたことを示している。

以上の経過は、西欧モデルの導入と地押調査によって、地租改正の不充分な点が修正され、日本における近代地籍システムがほぼできあがったことを強く示唆する。地籍条例案が提起した改正点の多くが 1889 年の改正地租条例に反映され、1931 年までそれが継続されたことは（牛米 2006）、そうした見方を支持するといえよう。

またその中心人物が当時大蔵省主税局監査課長・調査課長を兼務していた目賀田種太郎だったことも重要である。目賀田は 1891 年 7 月に横浜税関長となって、いったん大蔵省の中枢から離れるが、1894 年 7 月に大蔵省主税局長に就任し、沖縄県の土地整理（1898-1903 年）を指揮する。また 1904 年 10 月から韓国政府財政顧問に就任し、その財政改革にあたるとともに、朝鮮半島における土地調査事業の準備を行った（松本編 1938: 248-252; 498-499; 付録 30-32）。こうした点から、目賀田の活動が日本の植民地における土地調査事業の展開に大きな意義を持ったと考えられる。つぎにその間の目賀田の活動およびそれに参加した官僚の動向を見てみたい。

２．目賀田種太郎の沖縄県土地整理事業ならびに朝鮮半島における活動

目賀田種太郎が近代地籍システムおよびそれによる徴税についてどのような考えを持っていたかについては別途検討が必要であるが、地租改正が大きく二つの点で公平な地税徴収を実現していないと考えていたことが確実である（今村 2008）。その一方は課税の基準となる地価の設定で、地域により大きな差があるとして、その修正が必要としていた。また目賀田は売買価格により地価を設定するのに反対で、農地の場合、それからの純益によることが望ましいとした。他の一方はとくに土地面積の計測に関連し、おもに近世的な技法によった地租改正に対して、三角測量を含む近代的な測量が必要と考えていた（小林・渡辺 2007）。ただし地押調査ではこれらの問題点を根本的に解決することができず、そのごもそうした構想を実現する機会はなかったと考えられる。

しかし目賀田の主税局長就任後に計画された沖縄県の土地整理事業では、沖縄県諸制度改正方案取調委員に任命され、その構想の実現の機会を与えられた。日本本土の他の府県

[6] 当時大蔵省主税局長を務めた中村元雄は 1885 年 12 月から 1888 年 3 月までドイツとフランスに出張し、この条例案を作成したと考えられている（筆者不詳 2007）。

に対して独自の歴史を持つ沖縄県では地租改正が実施されず、土地調査が遅れることになったが、それが目賀田の構想実現の場となったわけである（小林・鳴海 2007）。

沖縄の土地整理事業では、各種の実務が専門的な知識を持つ職員やその見習にまかされ、その費用は基本的に国費でまかなわれた。土地の測量では三角測量で図根点を設定し、それにもとづいて平板測量を行うという近代的なものに転換された。さらに土地面積の測定は、現場で行うのではなく、そうしてできた図面上で行うこととなった。地租改正とは根本的にちがう形で、各種の作業が進められたのである。

またこれに際しては、のちに台湾の土地調査事業で活躍する祝辰巳や赤堀廉蔵、さらに朝鮮の土地調査事業で活躍する俵孫一、川上常郎と接触する機会があったことは注目される。なかでも目賀田の立案にもとづき沖縄県土地整理法の案文を作ったという祝辰巳は（松本編 1938: 249）、台湾に移ってからは「大租権」の買収[7]などに努力した（江 1974: 91-92, 100-101）。また祝は、今日も参照されることの多い調査報告である「沖縄県旧慣租税制度」を残したという点でも、その業績の精査の必要性を感じさせる。

祝の台湾での活動が目賀田の構想とどのように関連するかは検討の余地があるが、赤堀の場合は目賀田の構想の普及に直接関係し、言及に値する。沖縄県の土地整理の準備過程に参加したあと、赤堀は 1898 年 9 月に臨時台湾土地調査局に転勤し、翌年 5 月に沖縄県の土地整理事業を視察した。その際、目賀田の構想に従って沖縄で行われていた三角測量の意義を理解し、後藤新平民政長官に報告して、台湾の土地調査事業に際しても三角測量が行われることになったのである（江 1974: 135-137; 田里 1989）。

台湾の土地調査事業も、沖縄県の土地整理事業の場合と同様に、地租改正とは全くちがった組織と技術で行われたことはあらためていうまでもない。これらが目賀田の構想とどのような関係のなかで実現されたかについてはさらに検討を要するが、上記のような例はそうした観点からの検討が意義を持つ可能性を示している。

朝鮮の土地調査事業が、地租改正よりも以上のような沖縄県の土地整理事業や台湾の土地調査事業を参考例として行われたことは、その名称からも明らかである。また沖縄や台湾でこの種の業務に従事した者が優先的に採用されたこともそれを示している（宮嶋 1991: 534）。沖縄の土地整理事業で幹部を務めた俵孫一が、朝鮮の土地調査事業でも幹部を務めることになったのは、そうした配慮がひろく行われたことを示唆する。

この点でとくに注目されるのは沖縄の地価設定に重要な役割を果たしたと考えられる川上常郎の役割である（小林・渡辺 2007）。朝鮮に移って大邱財務監督局長を務めていた川上は、韓国政府の度支部次官であった財務官僚の荒井賢太郎の依頼を受けて、朝鮮における土地調査の基本方針を示す『土地調査綱要』を執筆し、提出した（川上 1909）。ここでも沖縄県と台湾の事例にしばしば言及しつつ論を進め、土地からの収益によった地税の課税や近代的測量法導入など、目賀田の構想に沿った内容を示しているのは注目される。この川

[7] 一つの土地に複数の権利者がいて、地籍の登録や徴税を混乱させる「一田両主制」といわれる制度（日本本土の永小作に類似）を解消するために、不在地主化したその一方から権利（台湾では「大租権」と呼ばれる）を公費で買い取るもので、台湾の土地調査事業の大きな成果の一つと考えられている。

上の構想を修正しつつ朝鮮の土地調査事業は実行に移されたわけである（宮嶋 1991: 379-406）。

このようにみてくると、沖縄県における土地整理事業は台湾や朝鮮における土地調査事業のモデルのような役割を果たしたことが推測される。日本本土の地租改正はこれらに大きく先行するものではあったが、新しい事業のモデルとしては全く考えられていなかったことになる。以下さらにこの見方がもたらす展望について述べてみたい。

３.「地租改正」、「土地整理事業」、「土地調査事業」

沖縄における土地整理事業や台湾・朝鮮における土地調査事業を説明する場合に、「地租改正」という用語がしばしば用いられてきた。江丙坤氏の『台湾地租改正の研究』（1974年）をはじめとして、その後の類似の改革を「地租改正」と表記するのは、研究者の間でそれが東アジアで最初に手がけられた土地制度の改革の名称から、近代的な土地制度確立に向けた改革一般の名称として使われるようになったことを示している。

ただし、地租改正を 1881 年の地租改正事務局の解散をもって終了した改革としてみるならば、このような「地租改正」という用語の使用法は適正とはいえない。未完の改革であった地租改正が、その後の努力によってなんとか近代地籍システムとしての性格をそなえるに至った過程が十分に評価されていないからである。

もちろん地租改正の開始当時の政府の財政状態では、沖縄や台湾、朝鮮での事業のように、基本的に民費に依存しない形での実施は不可能であった。また近代的測量技術の導入もようやく始まったところで、それを全国の土地調査に適用することもできなかった。このような状況では、関連作業を近世的なかたちで進める以外に選択肢がなかったと考えられる。こうした地租改正の成果は、したがって、地押調査以後の一連の調査や改革によって、欧米のモデルを導入しつつ大きく再編成しなければ、近代的なシステムに転化させることはできなかったわけである。

このような点からみると、とくに地租改正に関する従来の研究は、この重大なプロセスに対する関心や検討を欠落させ、地租改正から植民地における類似事業に至る展開を整合的に理解する道を見失っていたといえよう。これに対して、本稿で示してきたような理解では、植民地における事業は、まさしく地押調査以後の一連の調査や改革の延長に構想されていたことになるわけである。

このような事情を考慮しなくとも、土地調査事業が近代的な地籍制度を確立して、土地所有権を確認し、公平に地税を徴収し、さらに土地の金融的機能の確保を共通してめざすものとすれば、欧米諸国の制度との比較、系譜関係の調査のような作業は不可欠である。一国主義的ともいえる地租改正への関心の集中は、それに対するより高い水準の理解を妨げているとすら感じられる。

むすびにかえて

以上は地租改正から沖縄県の土地整理事業、台湾・朝鮮、さらには関東州の土地調査事

業に至る過程を、地押調査とそれに付随する施策を間に置いて、一連のものとして検討すべきであるという提案となるが、ここで東アジアに視野を拡大すると、西欧の植民地となった香港や青島、さらに中国本土で繰り返し試みられた類似事業などがみえてくる。その場合、香港の土地調査でも「一田両主制」が問題になり、台湾の場合と共通の課題があったことがわかる（Palmer 1987）[8]。また初期の中国本土での類似事業に際して、地租改正から沖縄の土地整理事業、台湾・朝鮮・関東州の土地調査事業にくわえて、安南や香港の例も検討されたことも注目される(經界局編訳所 1915; 笹川 2002: 21-47; 荒木・片山 2008)。19 世紀のなかばから、20 世紀初期にかけて東アジア各地で推進されていた類似事業がレビューされているわけである。

それぞれの地域の事業がどのように展開されたかという関心とあわせて、これら相互の関係を把握し、この時期に同時並行的に近代地籍システムの確立にむけてどのような努力が行われていたか追跡することによって、それぞれの事業の理解がさらにすすむという可能性は大きい。筆者の能力を大きく超えた作業ではあるが、関心を持って取り組んでみたい。

参考文献

荒木遥介・片山剛 2008.「『台湾土地制度考査報告書』について」近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター 3: 91-100.

今村千文 2008.「初期議会期の地価修正：目賀田種太郎を中心に」近代租税史研究会編『近代日本の形成と租税』有志舎, 140-166.

牛米努 2006.「明治 21 年の地籍条例について」租税史料館報（平成 17 年度版）, 27-34.

江夏由樹 1987.「関東都督府、および関東庁の土地調査事業について：伝統的土地慣習法を廃棄する試みとその失敗」一橋論叢 97(3): 367-385.

江夏由樹 1996.「満洲国の地籍整理事業について：『蒙地』と『皇産』の問題からみる」一橋大学 研究年報 経済学研究 37: 127-173.

大蔵省 1882.『地租改正報告書』大蔵省.

川上常郎 1909『土地調査綱要』度支部（平木勘太郎ほか編『復刻版韓国併合史研究資料 89』龍溪書舎, 2011 に収録、全 108 頁）.

經界局編訳所 1915.『各國經界紀要』經界局.

江丙坤 1974.『台湾地租改正の研究』東京大学出版会.

小林茂 1999.「地形図の変化と柳川の近代」柳川市史編集委員会編『地図のなかの柳川：柳川市史地図編』柳川市, 225-239.

小林茂 2011.『外邦図：帝国日本のアジア地図』中央公論社（中公新書 2119）.

小林茂・鳴海邦匡 2007.「沖縄県における土地整理事業の準備過程」待兼山論叢日本学編 41: 1-24.

[8] この点については近刊の Kobayashi (2015)で検討した。

小林茂・渡辺理絵 2007.「近代東アジアの土地調査事業と地図作製：地籍図作成と地形図作製の統合を中心に」近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター 2: 4-14.（小林茂編『近代日本の地図作製とアジア太平洋地域』大阪大学出版会, 246-255, 2009.に加筆して収録）

笹川裕史 2002.『中華民国農村土地行政史の研究』汲古書院.

税務大学校租税史料館編 2007.『地租関係史料集Ⅰ：地租条例から宅地地価修正まで』大蔵財務協会

田里修 1989.「明治二九年沖縄県地租改正に関する一考察：二八年地租改正案」沖縄文化研究 15: 37-59.

地租改正資料刊行会編 1953, 1956, 1957.『明治初年地租改正基礎資料、上・中・下』有斐閣.

筆者不詳 2007.「解題」税務大学校租税史料館編『地租関係史料集Ⅰ：地租条例から宅地地価修正まで』大蔵財務協会, 7-35.

広川佐保 2004.「『満州国』初期における土地政策の立案とその展開」一橋論叢 132(6): 905-920.

福島正夫 1962.『地租改正の研究』有斐閣.

松本重威 1938.『男爵 目賀田種太郎』故目賀田男爵傳記編纂會.

宮嶋博史 1990.「比較史的視点からみた朝鮮土地調査事業：エジプトとの比較」中村哲・梶村秀樹・安秉直・李大根編『朝鮮近代の経済構造』日本評論社, 71-100.

宮嶋博史 1991.『朝鮮土地調査事業の研究』汲古書院.

宮嶋博史 1994.「東アジアにおける近代的土地変革：旧日本帝国支配地域を中心に」中村哲編『東アジア資本主義の形成：比較史的観点から』青木書店, 161-188.

吉牟田勲 2013.「明治二〇年の主税局の外国租税論集一五巻及び明治三五年～大正九年の東京税務監督局の内国税彙纂八一冊」政経研究（日本大学法学会）49(3): 141-210.

Kobayashi, S. 2015. Imperial cartography in East Asia from the late 18th century to early 20th century. *Japanese Journal of Human Geography*, 67(6): 4-26.

Koseki, D. 2015. Japanese cadastral mapping in an East Asian perspective. *Japanese Journal of Human Geography*, 67(6): 48-64.

Palmer, M.J.E. 1987. The surface-subsoil form of divided ownership in late imperial China：Some examples from the New Territories of Hong Kong. *Modern Asian Studies*, 21(1): 1-119.